

釧路根室地域医療情報ネットワーク協議会要綱

(名称)

第1条 この協議会は、釧路根室地域医療情報ネットワークにおける協議会であり、そのネットワークの呼称を「メディネットたんちょう」とする。

(目的)

第2条 協議会は、釧路根室地域において電子的データベースを保有する保険医療福祉関連施設が、メディネットたんちょうを介して、安全かつ効率的に保健医療福祉情報の伝達を行い、さらにその情報を共有する施設間で連携して適切な情報管理及びシステム運営を行うことで、施設を利用する患者へより良質な保健医療福祉サービスの提供を可能とし、それをもって地域住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 釧路根室地域における医療の質及び安全性の向上のため、診療情報の共有化を推進する事業
- (2) 釧路根室地域における医療情報ネットワークのためのインフラ整備等、技術開発に関する事業
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要と認められる事業

(参加施設)

第4条 協議会に参加の意志がある保健医療福祉関連施設がネットワークを利用するには、原則として所在地が釧路根室地域にあり、ネットワークによって協議会に参加する他の保健医療福祉関連施設と連携し、診療情報の共有を行うことができなければならない。

2 診療情報の共有において、診療情報の提供及び閲覧が可能な参加施設を情報公開施設、診療情報の閲覧のみが可能な参加施設を情報参照施設という。

3 参加施設が増減した場合、協議会会長（以下会長という。）は、書面若しくは電子メール等の方法を用いて、他の参加施設へその旨を報告しなければならない。

(会員の種別)

第5条 この協議会の会員については、公開会員、参照会員及び賛助会員の3種とし、それぞれ次のように分類される。

- (1) 公開会員 この協議会の目的に賛同し、活動を推進するために入会した施設及び団体であ

り、第4条2項で情報公開施設に分類されるもの

(2) 参照会員 この協議会の目的に賛同し、活動を推進するために入会した施設及び団体であり、第4条2項で情報参照施設に分類されるもの

(3) 賛助会員 公開会員及び参照会員以外でこの協議会の事業を賛助するため入会した施設及び団体

(入会)

第6条 この協議会に公開会員、参照会員若しくは賛助会員として入会を希望するものは、入会申請書により申し込みを行い、幹事会の承認を得て入会となる。

(会費)

第7条 この協議会に入会した会員の会費等は、総会の議決により定められるものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

(役員)

第9条 この協議会に次の役員を置く。

(1) 役員 12人以上

(2) 監査役 2人以内

2 役員の内、1人を会長、2人を副会長とする。

3 第1項及び第2項に定める役員は、会員の互選により選出する。但し、会長については公開会員からの選出とし、参照会員及び賛助会員は会長になることができない。

4 監査役は、役員を兼ねることができない。

(職務)

第10条 会長は、協議会を代表しその業務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 役員は、この要綱の定め及び総会の議決に基づき、業務を執行する。

4 監査役は、この協議会の会計を監査する。

(役員任期等)

第11条 役員任期は1年間とする。但し、再任は妨げない。

2 任期途中で退任した役員は必要に応じて総会でこれを選出することができる。

3 補欠のため就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期終了後において、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(総会の種別)

第13条 この協議会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第15条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 要綱の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 会費等の額
- (7) 事務局の決定
- (8) その他協議会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第16条 通常総会は毎年1回開催し、臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認め、召集の請求をしたとき
- (2) 会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、会長とする。

(定足数)

第18条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 19 条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するが、可否同数の場合は議長の決するところによるものとする。

(表決権等)

第 20 条 総会における各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メール等の方法を用いて表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、第 18 条及び第 19 条の適用については、総会に出席したものと同みなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数（書面又は電子メールによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

(幹事)

第 22 条 この協議会に 10 人以上の幹事を置く。

2 幹事の内、1 名を代表幹事、2 名を副幹事とする。

3 第 2 項に定める代表幹事は、幹事の互選により選出する。

(幹事会の構成)

第 23 条 幹事会は、幹事をもって構成する。

(幹事会の機能)

第 24 条 幹事会は、この要綱で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(幹事会の開催)

第 25 条 幹事会は、代表幹事が必要と認め召集の請求をしたときに、その都度開催することができる。

(幹事会の議長)

第 26 条 幹事会の議長は代表幹事とする。

(幹事会の議決)

第 27 条 幹事会の議決は出席した幹事の過半数をもって決するが、可否同数の場合は、議長の決するところによるものとする。

(事業報告及び決算)

第 28 条 この協議会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監査役の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 29 条 この協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(要綱の変更)

第 30 条 この要綱は、総会の決定によって変更することができる。

(事務局)

第 31 条 協議会の事務局は、総会の議決により定められるものとする。

(補則)

第 32 条 この要綱に定める以外の事項が生じた場合は、その都度総会で協議の上執行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

別表

(役員名簿) この会の役員は、次に掲げる者とする。

会 長	野々村 克 也	釧路労災病院	院 長
副会長	二 瓶 和 喜	釧路赤十字病院	院 長
副会長	高 平 真	市立釧路総合病院	院 長
役 員	原 田 英 之	釧路孝仁会記念病院	院 長
役 員	吉 岡 猛	釧路協立病院	院 長
役 員	東 浦 勝 浩	市立根室病院	院 長
役 員	長 渕 英 介	町立中標津病院	院 長
役 員	田 川 豊 秋	知床らうす国民健康保険診療所	所 長
役 員	山 口 亮	釧路総合振興局保健環境部保健行政室	所 長
役 員	伊 東 則 彦	根室総合振興局保健環境部保健行政室	所 長
		中標津地域保健室	所 長
役 員	齋 藤 孝 次	釧路市医師会	会 長
監 査	大 野 高 義	標津町国民健康保険標津病院	院 長
監 査	西 村 進	町立別海病院	院 長

(会費) この会の年会費は、次のとおりとする。

公開会員	30,000円
参照会員	0円
賛助会員	0円